

まちづくり支援用施設（仮住宅）入居者の募集

まちづくり支援用施設は、区内にお住まいの方や店舗で営業されている方が、安心して住み続け、働き続けられるまちづくりを行う場合、その建替えや修繕・模様替えの工事期間中に利用できる仮住宅・仮店舗を提供するために、区が設置したものです。

このしおりは、建替等工事期間中に利用できる仮住宅の入居者を募集するためのものです。

なお、入居できる方の資格、仮住宅を使用して行う建替等事業の要件、利用できる期間などに制限がありますので、ご注意ください。

（詳しくは2ページ以降をご覧ください。不明な点は、下記にお問い合わせください。）

◎ 募集施設、戸数等

- 区立月島二丁目まちづくり支援用施設（全1戸）
 - ・仮住宅 2DK（56.39㎡）－ 1戸
- 区立月島清澄通りまちづくり支援用施設（全1戸）
 - ・仮住宅 2LDK（60.50㎡）－ 1戸
- 区立勝どき駅前まちづくり支援用施設（全1戸）
 - ・仮住宅 1DK（36.37㎡）－ 1戸
- 区立晴海三丁目まちづくり支援用施設（全2戸）
 - ・仮住宅 2DK（46.59㎡）－ 1戸
 - 2LDK（58.90㎡）－ 1戸

合計5戸

◎ 申込期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)

申込みのしおりや申請用紙などは、この期間中に限り配布します。
配布・申請場所：中央区役所5階 都市整備部住宅課

原則、令和8年12月1日(火)※から令和9年2月26日(金)までに、当該住宅を使用開始できる建替え等事業を対象とします。

※施設によっては使用開始可能日が遅くなる場合もございます。

募集についてのお問い合わせ先

中央区都市整備部住宅課 電話（3546）5466（直通）

◎ 施設設置の趣旨

まちづくり支援用施設は、土地の有効活用及び高度利用を図る再開発事業や災害による建て替えやリフォームなどに対して、工事期間中に必要となる一時移転のための仮住宅・仮店舗を提供することによって、「住み続け、働き続けられる」中央区の実現、即ち、定住の促進及び生活環境の整備と改善を図ることを目的として設置したものです。

◎ 申込資格

仮住宅の申込みができる方は、下記の資格を有する個人又はその資格を有している方々が加わって構成した建替えのための団体です。

- 1 次項で規定する「対象事業」の施行区域内（建替前の建物）に居住していること。
- 2 対象事業の施行期間中、他に一時移転用の住宅を確保することが困難であること。
- 3 対象事業の施行後も引き続き区の区域内（以下「区内」という。）に居住すること。

注：今回の申込資格における建替えのための団体とは、次のものをさします。

下記の要件を満たす団体（都市再開発法第8条で定める市街地再開発組合を除く。）

- 1) 良好なまちづくりを目指し、土地の有効活用・高度利用及び生活環境の整備と改善等の調査、研究を行っていること。
- 2) 民主的手続きによる代表者の選出、総会の運営及び財産の管理等が確立されていること。
- 3) 団体の規約を有していること。

◎ 対象事業

仮住宅を使用することができる建築物の建替事業は、建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替えを行う事業であって、かつ、区内において施行されるものです。

◎ 使用開始の時期

令和8年12月1日（火）から令和9年2月26日（金）までに、仮住居の使用を開始する必要がある対象事業を行う方及び団体を対象とします。ただし、入居準備のための修繕工事の進捗により、入居開始可能日が前後する可能性があります。

◎ 使用期間

当住宅の使用期間は、原則として3ヵ月以上2年間以内の範囲です。この期間の範囲は、工事期間及び移転に要する期間などを含めて、申請に基づき決定します。もし、対象事業の計画上使用期間が2年を超える場合などは住宅課まで事前にご連絡ください。

なお、仮住宅は、当施設を活用して計画的かつ円滑なまちづくりを、順次進めていただくものですので、使用許可期間の末日までには、確実に返還していただくことになります。

このため、申請される方は、十分な事業計画を立てたうえで申請してください。

◎ 申込み

令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）までに、「中央区立まちづくり支援施設（仮住宅）使用申込書」を住宅課窓口に提出してください。その際には、使用期間の根拠となる工程表等の工事期間が掲載された書類の添付が必要となります。

◎ 使用者の決定

仮住宅の申込みが募集戸数を超えた場合は、抽選により決定します。

◎ 使用の手続き

当住宅の使用者として決定された方は、すみやかに次の手続きを行ってください。

1 誓約書等の提出

仮住宅に入居される方、世帯員全員の状況及び続柄が記載されている住民票を添えて提出をお願いします。

2 誓約書の提出には、次の書類や図面を添付してください。

（ア） 現状見取り図

現在お住まいの建物の各階平面図

（イ） 事業計画書及び計画図

案内図、各階平面図、立面図、断面図

（ウ） 事業スケジュール表

工程表（建築確認申請の提出済み、又は、提出予定と記入）

※ 団体が申請する場合は、次の書類も添付願います。

（オ） 団体規約

（カ） 団体構成員名簿

3 上記の手続き後、保証金として使用料の3ヶ月分の納入

区の発行する「納付書」により納入してください。

※この手続きを完了した後、仮住宅の「使用許可書」をお渡しいたします。

◎ 募集の特例（災害による建替事業）

火災等の災害により、建替等事業を行う方や区規則で定める共同化建築物の新築などに対しては、この募集のしおりで定められた事項以外に、随時、募集を行っておりますので、詳細についてはお問い合わせください。

◎ 募集する施設の内容

施設の種類: 仮住宅

募集期間: 令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)まで

使用決定予定日: 令和8年9月9日(水)

使用開始予定日: 令和8年12月1日(火)から令和9年2月26日(金)まで

施設名	月島二丁目まちづくり支援用施設	月島清澄通りまちづくり支援用施設	勝どき駅前まちづくり支援用施設
所在地	月島2-10-1	月島3-13-13	勝どき1-8-1
部屋番号	503	304	902
間取り	2DK	2LDK	1DK
面積	56.39㎡	60.50㎡	36.37㎡
使用料月額	157,900円	128,260円	101,900円
募集戸数	1戸	1戸	1戸
特記事項	—	—	—

施設名	晴海三丁目まちづくり支援用施設	
所在地	晴海3-6-8	
部屋番号	3209	2905
間取り	2DK	2LDK
面積	46.59㎡	58.90㎡
使用料月額	176,500円	223,100円
募集戸数	1戸	1戸
特記事項	—	居住者室内にて病死 死後数日後発見

<ご注意>

- 1 中洲・月島西仲・月島清澄通りまちづくり支援用施設には、駐車場設備がありませんので、車をお持ちの方は当施設以外に車庫を確保してください。
- 2 中洲・月島西仲・月島清澄通りまちづくり支援用施設には、管理人はいません。
- 3 月島清澄通りまちづくり支援用施設には、エレベーターがありません。
- 4 仮住宅は、使用料のほかに共益費（廊下灯などの電気料、水道代等）を使用者で負担していただきます。
- 5 入居者全員による自治会が組織されている施設があります。その施設に入居の方は加入及び自治会費等を負担していただきます。
- 6 当施設では、犬や猫等の動物の飼育はできません。

申込みから入居まで

申 込 期 間	令和8年8月3日（月）～令和8年8月31日（月） 申込場所：中央区役所5階 都市整備部住宅課
---------	---

(抽選を行う場合)



公 開 抽 選	令和8年9月9日（水）午前10時ごろを予定しています。 確定時間、抽選会場については、抽選となった場合後ほどご案内します。 なお、抽選を行わない場合には令和8年9月8日（火）までに使用の可否についてお知らせいたします。
---------	---



使 用 手 続	使用の決定を受けた方は次の手続きをすみやかに行ってください。 なお、この手続きを完了後、「使用許可書」をお渡しいたします。 ア 誓約書等の提出 イ 保証金（使用料の3ヶ月分）の納入 ウ 対象事業の施行を確認できる書類の提示
---------	---



使 用 説 明	使用開始時期により、随時、当施設内で使用説明を行います。
---------	------------------------------



使 用 開 始	原則、令和8年12月1日（月）から令和9年2月26日（月）までの間で使用を許可した日から使用していただきます。 ※施設によっては使用開始日が遅くなる可能性があります。
---------	--

(※) このしおりは、申込み後も必要になることがありますので、保管しておいてください。

月島1丁目

月島2丁目

月島3丁目

荒川

相模川

相模湾

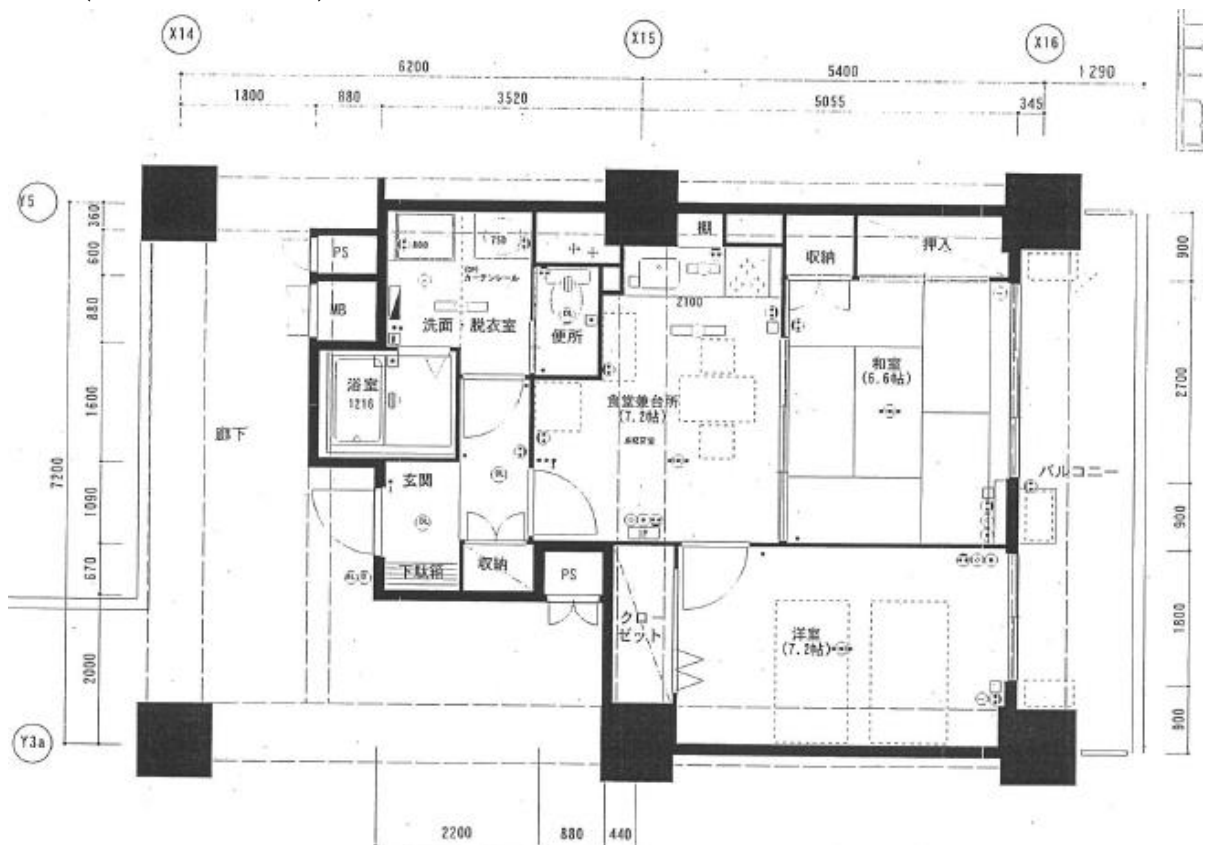
相模湾駅

月島区民センター

月島二丁目まちづくり支援用施設
(ムーンアイランドタワー)

120m

5 0 3



6

月島二丁目まちづくり支援用施設

月島二丁目まちづくり支援用施設の建物は、平成14年7月設置の鉄筋コンクリート造り地下2階地上38階建てとなっており、通称「ムーンアイランドタワー」がその建物です。

当支援用施設は、ムーンアイランドタワーの5階、6階、9階及び11階の住宅の一部がまちづくり支援用施設仮住宅となっております。

注意事項

- 1 共益費等について
入居者には、玄関・廊下・階段・給排水設備など施設の共用部分にかかる光熱水費（電気料、水道料、ガス料）を住宅使用料とは別に共益費として毎月負担していただきます。
共益費は、月額で10,000円程度となる見込みです。
- 2 自転車置場について
この住宅には1階部分に戸当り1台相当の自転車置場が設置されています。使用に当たってはムーンアイランドタワー管理組合で定めた使用規則等に従って利用していただきます。
- 3 自動車置場について
この住宅には、ムーンアイランドタワー管理組合が運営する有料自動車駐車場・オートバイ駐車場があります。
- 4 オートロックシステムについて
この住宅は、出入口にオートロックシステムを採用しています。
- 5 バルコニーについて
事故防止等の理由から手摺に布団をかけたり、ものを置くことは禁止となっています。
また、避難経路ですので、物置や温室等、通路をふさぐものは設置できません。
- 6 給湯システムについて
各住戸には、給湯設備が設置されており浴室、洗面台、台所、洗濯機置場に給湯できます。
- 7 浴室乾燥機について
この住宅の浴室には、換気乾燥機が設置されています。
- 8 テレビの受信について
この住宅には、共同受信設備（VHF，UHF，BS）がありますので、ベランダや屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
- 9 インターネット利用環境について
ブロードバンド対応の配線が設置してあります。インターネットプロバイダ会社との契約や、工事の費用は入居者の負担となります。また、退去時には現状に戻していただきます。
- 10 消防設備の点検・排水管の清掃について
この住宅を安全で良好な状態に保つため、定期的に消防設備の点検（年2回）と排水管の清掃（年1回）を行います。点検及び清掃の際には、室内に入らせていただきますので必ず立ち会ってください。
- 11 ペットについて
他の入居者の迷惑となりますので、犬や猫などの動物は飼育できません。
- 12 設備について
備え付けのカーテン・室内照明・エアコンはありません。

月島清澄通りまちづくり支援用施設

月島清澄通りまちづくり支援用施設の建物は、平成6年12月設置の鉄骨造り地上3階建てで、1階が仮店舗及び仮住宅、2・3階がすべてまちづくり支援用施設となっており空室の住戸の一部を仮住宅として募集しています。

また、1階には、コミュニティルームが併設されています。

注意事項

1 共益費等について

入居者には、玄関・廊下・階段・給排水設備など施設の共用部分にかかる光熱水費（電気料、水道料）を住宅使用料とは別に共益費として毎月負担していただきます。

共益費は、月額で3,000円程度となる見込みです。

2 自転車置場について

この住宅には自転車置場が1住戸1台分用意されています。

3 自動車置場について

この住宅の専用自動車置場・オートバイ置場はありません。

4 バルコニーについて

事故防止等の理由から手摺に布団をかけたり、ものを置くことは禁止となっています。また、避難経路ですので、物置や温室等、通路をふさぐものは設置できません。

5 給湯システムについて

各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。

6 台所ガス調理器について

各台所ガス調理器は、入居する皆様においてご用意ください。

7 テレビの受信について

この住宅には、ケーブルテレビが導入されており、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。

ケーブルテレビを利用する場合の問合せ：東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404

8 電話線及びインターネット回線について

この住宅には、光回線が共用部まで導入されています。ご使用の際は、原則として入居後に利用者の負担で接続工事をしていただきます。

9 消防設備の点検・排水管の清掃について

住宅を安全で良好な状態に保つため、定期的に消防設備の点検（年2回）と排水管の清掃（年1回）を行います。点検及び清掃の際には、室内に入らせていただきますので必ず立ち会ってください。

10 ペットについて

他の入居者の迷惑となりますので、犬や猫などの動物は飼育できません。

11 管理人について

この住宅には管理人はおりません。

12 昇降設備について

この住宅にはエレベーターはありません。

13 設備について

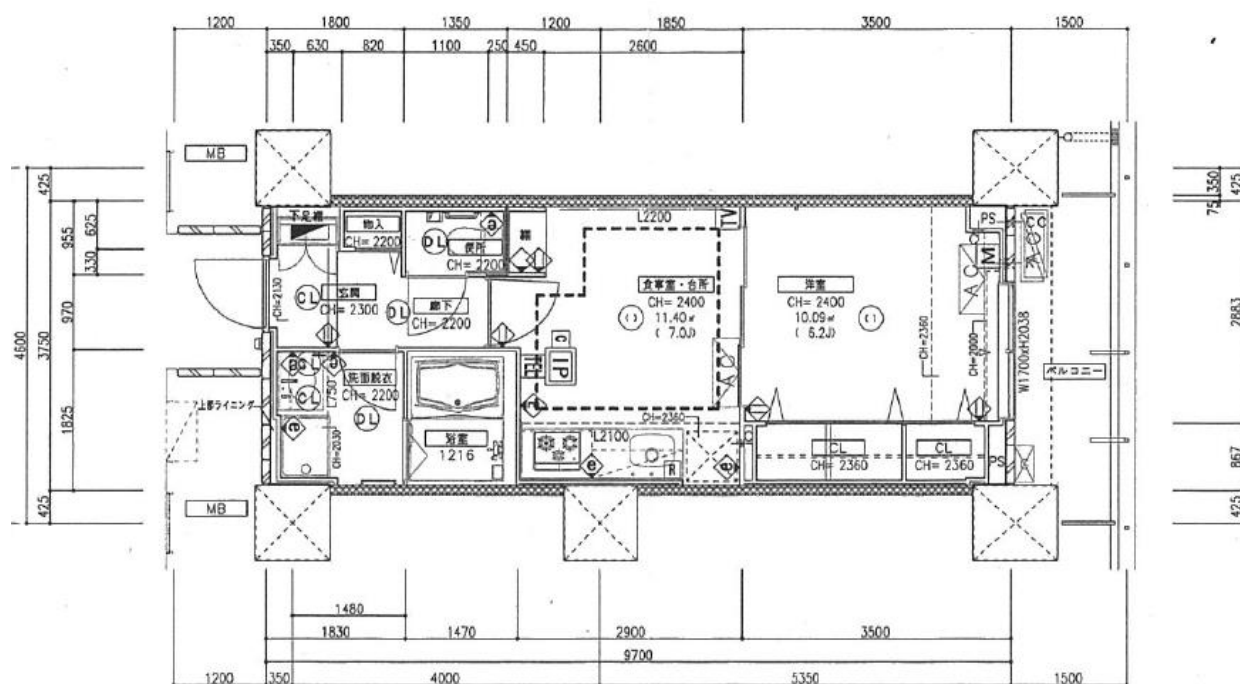
備え付けのカーテン・室内照明・コンロ・エアコンはありません。

○案内図（勝どき駅前まちづくり支援用施設）



○間取り図

1DK (36.37㎡) 902



※形状、寸法等図面と異なる場合があります

勝どき駅前まちづくり支援用施設

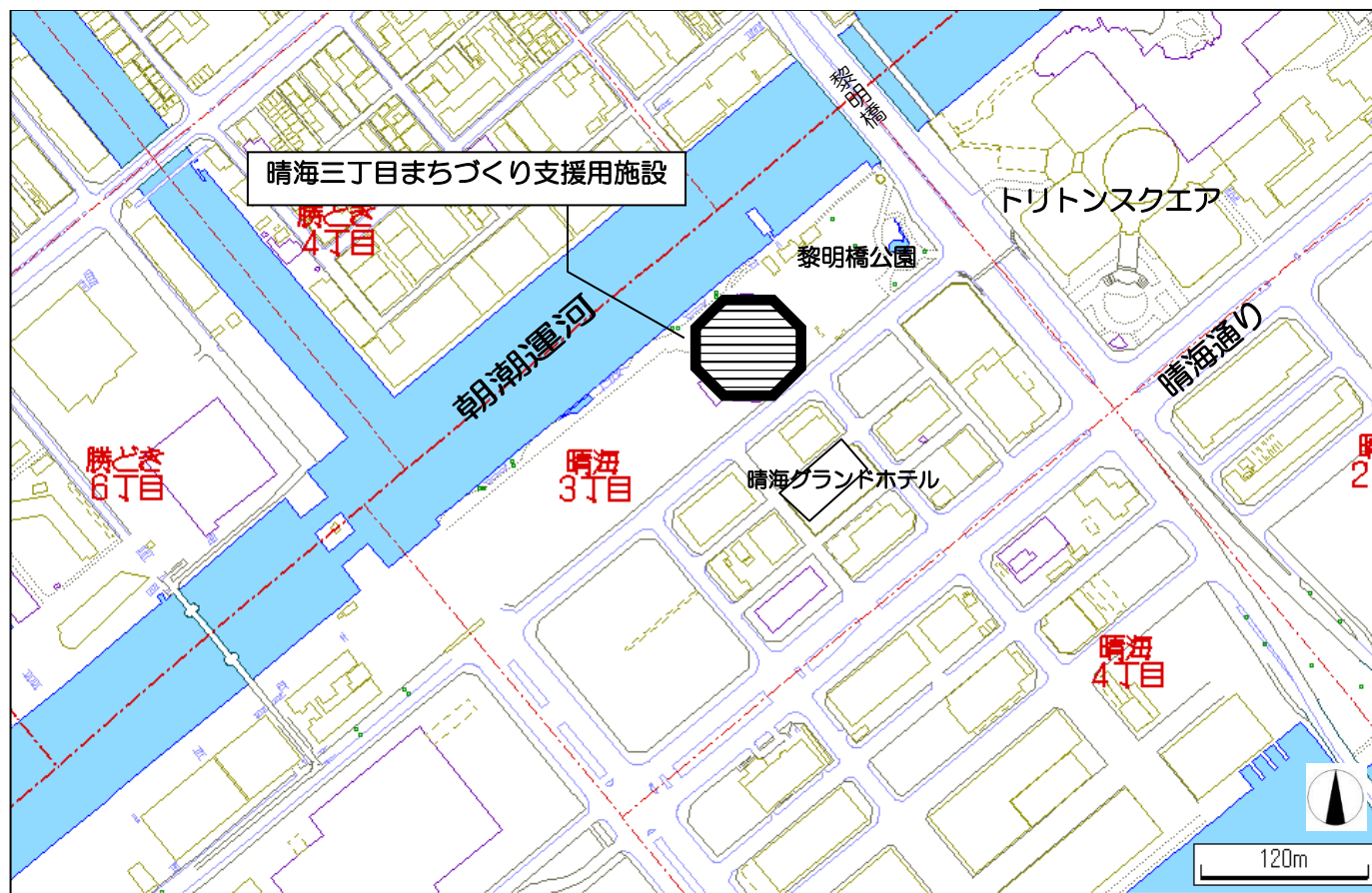
勝どき駅前まちづくり支援用施設の建物は、平成22年度設置の鉄筋コンクリート造り地下2階地上55階建てとなっており、通称「勝どきビュータワー」がその建物です。

当支援用施設は、勝どきビュータワーの7、8、9、10、11階の一部がまちづくり支援用施設となっており空室の住戸の一部を仮住宅として募集しています。

注意事項

- 1 共益費等について
入居者には、玄関・廊下・階段・給排水設備など施設の共用部分にかかる光熱水費（電気料、水道料）を住宅使用料とは別に共益費として毎月負担していただきます。
共益費は、月額で8,000円程度となる見込みです。
- 2 自転車置場について
この住宅には、地下1・2階部分に有料自転車置場が設置されています。使用にあたっては、申込み手続きが必要です。
- 3 自動車置場について
この住宅には、地下1階に機械式駐車場の乗り場があり、有料自動車駐車場・オートバイ駐車場があります。使用にあたっては、申込み手続きが必要です。（利用状況によりキャンセル待ちの場合や改修工事等のため使用できない場合もあります。）
- 4 オートロックシステムについて
この住宅は、出入口とエレベーターホールにオートロックシステムを採用しています。
- 5 バルコニーについて
事故防止等の理由から手摺に布団をかけたり、ものを置くことは禁止となっています。また、避難経路ですので、物置や温室等、通路をふさぐものは設置できません。
- 6 給湯システムについて
各住戸には、給湯設備が設置されており、台所、洗面台、浴室に給湯できます。
- 7 浴室乾燥機について
各住戸には、浴室暖房乾燥機が設置されていますので、浴室を乾燥室としてご利用いただけます。
- 8 温水式床暖房（TESシステム）の使用について
各住宅のリビングダイニング、ダイニングキッチン等には、温水式床暖房が設置されています。
ご使用にあたっては、東京ガス㈱に設備機器使用申込み（床暖房設備使用契約）を行っていただき、別途、設備使用料（この使用料には設備使用に伴うガス料金等は含まれておりません。）を支払っていただくことが必要となります。
- 9 テレビの受信について
この住宅では、共同受信設備が設置されています。地上デジタル・BS・CS放送を受信することができますので、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。
- 10 インターネット利用環境について
光ファイバーケーブルによる高速回線を設置しています。光回線サービスの利用にあたっては、通信事業者をKDDIかNTT東日本から選定して頂き、別途契約していただくことになります。工事の費用は入居者の負担となります。また、退去時には現状に戻していただきます。
- 11 防災カーテン等の使用について
当建物では、消防法の規定により、カーテン・じゅうたん等を使用する場合は防災性能（防災表示付）を有するものの使用が義務付けられています。
- 12 消防設備の点検・排水管の清掃について
住宅を安全で良好な状態に保つため、定期的に消防設備の点検（年2回）と排水管の清掃（年1回）を行います。点検及び清掃の際には、室内に入らせていただきますので必ず立ち会って下さい。
- 13 ペットについて
他の入居者の迷惑となりますので、犬や猫などの動物は飼育できません。
- 14 設備について
備え付けのカーテン・室内照明はありません。エアコンは居間・食堂に1台設置されていますが、洋室、和室には設置されていない場合があります。

○案内図（晴海三丁目まちづくり支援用施設）

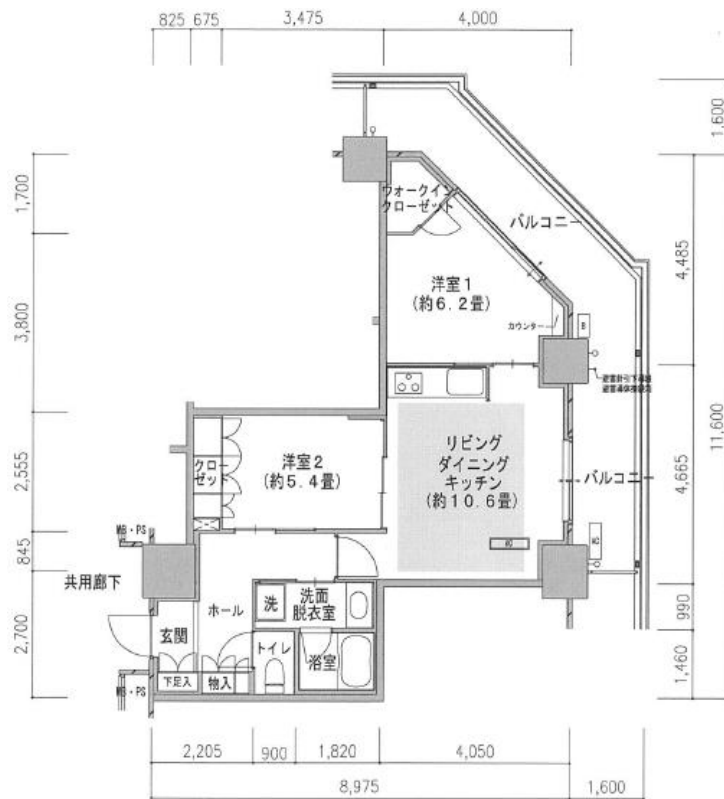


○間取り図

2DK (46.59㎡) 3209



※形状、寸法等図面と異なる場合があります。

2LDK (58.90m²) 2905

※形状、寸法等図面と異なる場合があります。

晴海三丁目まちづくり支援用施設

晴海三丁目まちづくり支援用施設の建物は、平成21年度設置の鉄筋コンクリート造り地下1階地上49階建てとなっており、通称「ベイシティ晴海スカイリンクタワー」がその建物です。

当支援用施設は、ベイシティ晴海スカイリンクタワーの4～8階及び27～34階の住宅がまちづくり支援用施設となっており空室の住戸の一部を仮住宅として募集しています。

注意事項

1 共益費等について

入居者には、玄関・廊下・階段・駐車場など施設の共用部分にかかる光熱水費（電気料、水道料、ガス料）を住宅使用料とは別に共益費として毎月負担していただきます。

共益費は、月額5,000円程度となる見込みです。

2 自転車置場について

この住宅には1階部分に自転車置場が設置されています。使用にあたってはベイシティ晴海スカイリンクタワー管理組合で定めた管理規則等に従っていただきます。

3 自動車置場について

この住宅には地下1階に有料自動車駐車場・オートバイ駐車場があります。使用にあたってはベイシティ晴海スカイリンクタワー管理組合で定めた管理規則等に従っていただきます。（利用状況によりキャンセル待ちの場合や改修工事等のため使用できない場合もあります。）

4 オートロックシステムについて

この住宅は、出入口にオートロックシステムを採用しています。

5 バルコニーについて

事故防止等の理由から手摺に布団をかけたり、ものを置くことは禁止となっています。また、避難経路ですので、物置や温室等、通路をふさぐものは設置できません。

6 給湯システムについて

各住戸には、給湯設備が設置されており、浴室、洗面台、台所に給湯できます。

7 浴室乾燥機について

この住宅の浴室には、換気乾燥機が設置されています。

8 床暖房設備機器の使用について

各住戸には、床暖房設備が設置されております。ご使用にあたっては、東京ガス㈱に設備機器使用申込み（床暖房設備使用契約）を行っていただき、別途、設備使用料（この使用料には設備使用に伴うガス料金等は含まれておりません。）を支払いいただくことが必要となります。

9 テレビの受信について

この住宅には、ケーブルテレビが導入されており、ベランダ及び屋上等に各自のアンテナ類を設置することはできません。

放送に関する問合せ 東京ベイネットワーク株式会社 0120-44-3404

10 インターネット利用環境について

ブロードバンド対応の配線が設置してあります。インターネットプロバイダ会社との契約や、工事の費用は入居者の負担となります。また、退去時には現状に戻していただきます。

11 防災カーテン等の使用について

当建物では、消防法の規定により、カーテン・じゅうたん等を使用する場合は防災性能（防災表示付）を有するものの使用が義務付けられております。

12 消防設備の点検・排水管の清掃について

住宅を安全で良好な状態に保つため、定期的に消防設備の点検（年2回）と排水管の清掃（年1回）を行います。点検及び清掃の際には、室内に入らせていただきますので必ず立ち会ってください。

13 ペットについて

他の入居者の迷惑となりますので、犬や猫などの動物の飼育は禁止しております。

14 設備について

備え付けのカーテン・室内照明はありません。エアコンはリビングダイニングキッチンに1台設置されていますが、洋室・和室には設置されていません。

＜誓約書提出時提出書類確認表＞

使用予定者として決定後速やかに以下の書類に添えて提出してください。
提出の際、係員と共に書類を確認し、以下の署名欄にサインをお願いします。

●提出書類(入居希望日の1ヶ月前までに中央区役所 本庁舎5階 住宅課窓口以下に以下の書類を提出してください。)		
チェック	書類等	確認内容
	①誓約書	第3号様式(第9条関係)
	②住民票	仮住宅に入居される方、世帯員全員の状況及び続柄が記載されているもの
	③現状見取り図	現状お住いの建物の各階平面図
	④案内図	新しくお住まいになる建物の案内図
	⑤各階平面図	新しくお住まいになる建物の各階平面図
	⑥立面図	新しくお住まいになる建物の立面図
	⑦断面図	新しくお住まいになる建物の断面図
	⑧工事工程表・工事スケジュール表	工事を施工する事業者等が作成したスケジュール表(工程表)があり、物件の施工開始から引き渡しまでの期間が使用申込書の使用期間と矛盾していない。

※チェックボックスにレ点を記入してください。

使用予定者(使用者) 署名: _____

＜使用申込書提出時提出書類確認表＞

使用申込時に以下の書類に添えて提出してください。
提出の際、係員と共に書類を確認し、以下の署名欄にサインをお願いします。

●提出書類(申込期間内に中央区役所 本庁舎5階 住宅課窓口に以下の書類を提出してください。)		
チェック	書類等	確認内容
	①中央区立まちづくり支援用施設仮住宅使用申込書【第1号様式〔第4条関係〕】	表面の必要事項と裏面の入居予定者及び勤務先等が漏れなく記載されている。
	②工事工程表・工事スケジュール表	工事を施工する事業者等が作成したスケジュール表(工程表)があり、物件の施工開始から引き渡しまでの期間が使用申込書の使用期間と矛盾していない。
	③反社会勢力では無いことの誓約	申込者(使用者)本人及び同居しようとする者すべてが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではない。

※チェックボックスにレ点を記入してください。

申込者（使用者）署名：_____